

# 福島県公用車広告掲出要領

## （目的）

第1条 この要領は、福島県広告事業基本要綱（平成20年6月2日付け20文第836号総務部長通知）に基づき、福島県（以下「県」という。）が所有する公用車への広告掲出について必要な事項を定めるものとする。

## （広告の種類、広告の規格）

第2条 広告の種類及び規格については、県が別途定める。

## （広告の募集）

第3条 広告の募集は公募により行う。

2 公募は県ホームページ等に募集要項を掲載することにより行うものとする。

## （広告掲出の審査及び決定）

第4条 広告掲出の申込みがあったときは、県は申込みの内容について審査し、広告掲出の可否及び広告主を決定する。

2 前項の決定を行った場合には、その結果を速やかに申込者に連絡しなければならない。

3 第1項の決定に関して必要な事項は、募集要項により定めるものとする。

## （広告掲出料）

第5条 広告掲出料は、県が別途定める。

2 広告掲出料は、県が指定する日までに全額一括納入とする。

3 広告掲出期間が複数年度に及ぶ場合は、年度ごとに納入するものとする。

4 広告掲出期間における公用車の運行実績総日数又は総走行距離が運行予定総日数又は総予定走行距離を上回った場合、広告掲出料の追加徴収は行わない。

5 広告掲出期間における公用車の運行実績総日数又は総走行距離が運行予定総日数又は総予定走行距離を下回った場合、下回った日数又は走行距離分は、契約期間を延長することにより保証する。

(広告の掲出の申込み)

第6条 広告主が広告掲出の申込みを行うときは、募集要項に従い、次の各号に定める内容を報告しなければならない。

- (1) 広告掲出者の名称及び代表者職氏名、所在地、連絡先
- (2) 広告掲出を希望する公用車及び期間
- (3) 広告の内容及び仕様
- (4) その他、県が必要と認める事項

(広告の掲出期間)

第7条 広告を掲出する期間は、2年以内とする。

- 2 広告を掲出する期間が1月に満たない場合は、1月として広告掲出料を算定する。

(広告の作成)

第8条 広告の作成は広告主の責任及び負担で行うものとする。

(広告の掲出及び撤去等)

第9条 広告の掲出、撤去に関する作業については、県と広告主で協議して決定し、県の指示、監督の下に行わなければならない。

- 2 県は、車体貼付後の広告に車両の事故に伴うき損が生じた場合、修復に要する費用を負担するものとし、色あせなど経年劣化に起因するものについては、修復の対象とはしないものとする。
- 3 広告主は、広告の撤去により、車体又は塗装にき損が生じた場合、原状を回復する費用を負担しなければならない。

(広告内容等の修正)

第10条 広告の内容、デザイン等が各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主は、広告の内容等を変更するときは、変更の2週間前までに県に協議するものとする。

(広告掲出承諾の取消し)

第12条 県は、次の各号に該当するときは、広告掲出の承諾を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲出料の納付がないとき。
  - (2) 指定する期日までに広告掲出がされなかったとき。
  - (3) 第10条の規定による広告内容の修正を広告主が行わないとき。
  - (4) 広告内容等が、各種法令基準等に違反し、あるいはそのおそれがあるときで、第10条の規定によっても解消できないとき。
  - (5) その他、広告掲出を継続することが適切でないと判断したとき。
- 2 前項(3)から(5)の規定により広告掲出の承諾の取消しがなされたときは、広告主は速やかに当該広告を撤去しなければならない。ただし、広告主に損害が生じた場合においても、県は責任を負わない。

(広告掲出の取下げ)

第13条 広告主は自己の都合により広告の掲出を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主が書面により申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(広告掲出料の還付)

第14条 広告主の責めに帰さない事由により、広告掲出を取り消したときは、納付済みの広告掲出料を還付する。

- 2 前項に定める還付額は、広告掲出期間を月単位で算出し1月未満の端数日は1月の広告掲出期間として算出する。

(事故責任)

第15条 広告に起因する事故の補償に関しては、次に定めるとおりとする。

- (1) 当該事故が県に起因するときは、県が補償する。
- (2) 当該事故が県に起因しないときは、広告主が補償する。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、公用車の広告掲出について、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成20年10月7日から適用する。